

## 第 1 回 リコール等に関する研究会 議事要旨（案）

- 1 日 時 平成 19 年 9 月 25 日（火） 15 : 30 ~ 17 : 15
- 2 場 所 内閣府本府庁舎 5 階 特別会議室
- 3 出席者 （研究会委員）尾崎恒康委員、角村浩委員、越山健彦委員、佐野真理子委員、  
瀬尾隆史委員、鶴岡憲一委員、新美育文委員、山口成樹委員  
（事務局） 西国民生活局長、堀田審議官、原嶋消費者企画課長、  
山崎課長補佐、土庫政策企画専門官、玉木政策企画専門職  
（オブザーバー）独立行政法人製品評価技術基盤機構  
生活・福祉技術センター計画課調査官 高橋和夫

### 4 議 題

- （1）リコール等に関する研究会の開催趣旨について
- （2）委員紹介
- （3）座長選任・座長挨拶
- （4）研究会の進め方について
- （5）リコール等の論点について
- （6）フリーディスカッション
- （7）その他

### 5 議事概要

- （1）内閣府から、リコール等に関する研究会の開催について（資料 1 - 2）説明し、続いて、リコール等に関する研究会運営要領（案）（資料 1 - 3）に基づいて説明した。研究会運営要領（案）については、検討の結果、原案のまま了承された。
- （2）座長として新美育文明治大学法学部教授、副座長として中川丈久神戸大学法学部教授がそれぞれ選出された。
- （3）内閣府から、各国におけるリコール指針の状況について（資料 1 - 4 - 1、1 - 4 - 2）に基づいて説明した。委員から出た意見等は以下のとおり。（以下○：委員、●：内閣府）
  - 各国において指針を策定する際にどのようなセクターが関わっているのか。策定する主体として消費者が関わっているものがあるのか。
  - 名宛人は事業者を想定しているものもあり、必ずしも消費者を対象としているも

のではない。ただし、策定の段階で消費者団体等が関与していたのではないか。

○ EUではビューク（BEUC）という機関が中心となっているところ、各国に支部が設置されており、各国の担当者と意見交換をしている。ビュークのメンバーは、EUの役人、産業界、消費者団体の代表などがある。

○ 資料1-4-2では、各国やEUの指針において「対象物」として「消費者製品」や「製品」とあるが、具体的にはどのようなものを指しているのかが明らかになっていない。当該指針の守備範囲がはっきりするので、指針上どうなっているか。

● 例えば、EUの指針における対象物は「product」となっており、「製品」として広く包含されているように、指針において対象を細かく分けているわけではない。

イギリスの場合は、対象物は原則として所管の製品としているが、一般原則はどの製品のリコールについても適用可能としている。

○ 国際的整合性の観点からの検討を行うとのことだが、ISOなどの国際会議においても指針を統一する動きがあるところ、今回の検討における議論の対象となっていないが、なぜか。

● ISOについては現在審議中であり、対象としていないが、今後の検討において排除するものではない。

○ アジア各国からの流通があるが、それらを含めて検討した方がよいのではないか。

● 全てを網羅的に検討することは難しいが、必要に応じて検討したい。

○ ISOのCOPOLOCOにおいてもリコールに関する検討をしているので参考にされたい。

(4) 内閣府から、リコールの分野横断的指針の検討に関して考えうる論点につき、資料1-5に基づいて説明した。委員から出た意見等は以下のとおり。

○ 「関係機関との連携」について、国民生活における安全・安心の確保策に関する検討委員会における議論では、第三者機関も想定していたが、リコールの検討についても同様に第三者機関を含めた方がよいのではないか。

● 関係機関は行政機関に限らない。広くご検討いただきたい。

○ 「回収率」について、製品の危険度とは別のものとして取り上げているのか。危険度については、数値のみが一人歩きするのではなく、危険の総合的判断と結びつ

いているものである。

- リコールをするといっても社告を出しただけのケースもあり、実際に回収をしていないケースもあることから別の項目としている。ただし、危険度が高ければ回収率も高くなると考えられ、密接な関係がある。
- リコールの意志決定、周知・伝達、終了の意志決定という過程において、各社の実施体制がどのようになっているのかは重要であり、論点として明示的に取り上げた方がよい。
- 危険発生チャンネルの分析も必要である。どういうリコールの方法を取るべきかを明らかにする必要がある。

(5) 内閣府から、リコールの分野横断的指針に関する検討のために考えうる調査項目及びわかりやすい効果的な社告の在り方の検討のために考えうる調査項目につき、資料1-6、1-7に基づいて説明した。委員から出た意見等は以下のとおり。

<リコールの分野横断的指針に関する検討のために考えうる調査項目>

- リコールの進み具合を見ながらリコールのやり方を変更することなどがあり得るところ、リコールの進行状況の管理をどのようにしているのかを調査するべきではないか。
- 企業によってリコールの定義が異なるので、定義を明確にした上でアンケートをするべきではないか。
- 製品回収、社告等による情報提示など広い形でアンケートを取った方がいろいろな情報が取れるのではないかと考える。
- 「② リコールの方法」は回答しづらいのではないか。回収、弁償、部品交換、情報提供など具体的に例示してはどうか。
- どういうリコールをしているのか（回収、撤去、告知等）を調査してはどうか。
- リコールの中身はいろいろあるところ、調査項目は回収のみを念頭にしており、情報提供のみのケースなども想定されるため、色々な形のリコールについて情報収集できるようにしてもらいたい。
- 設備などの製品における事故が発生した場合、社告とは別の方法として、例えば、

顧客リストに基づいて直接修理等を行うことが考えられる。このような場合の効果的な対策の仕方についても調査の対象とすることはできないか。

- 事業規模によって金銭負担能力が異なる。企業として負担できるコストの率がわかるような調査をしてもらいたい。
- リコールの実施体制については、企業組織としてどのような体制で対応しているのかを調査してもらいたい。例えば、米国では、リコールのコーディネーターを置くようにしている。

<わかりやすい効果的な社告の在り方の検討のために考えうる調査項目>

- 新聞のリコール社告を1社のみに出すことで対応しているということもある。消費者への情報伝達の対策として、企業がどのようなことをやっているのかを調査してもらいたい。また、社告を出す際に、新聞社に何らかのアドバイスを求めているかどうか調査していただきたい。
- 最初に社告を出すタイミングとして、タイムリーに社告を出すかどうかで消費者への周知の度合いが異なる。
- アンケート調査等においては、事業者から社告の実物そのものを提出してもらうようにした方がよい。また、事業者は社告を出すに際して関係省庁に相談しているということだが、それが免罪符になるのはよくない。
- 社告を出すに際してどの程度の費用をかけているのかを調査してはどうか。
- 1回目と2回目で社告の内容が異なることがあるが、その経緯・理由についても調査してはどうか。
- 社告を全国紙に出す場合と、地方紙にも併せて出す場合のそれぞれについて、消費者への周知率がどの程度上がるのかを調べてもらいたい。
- ネットなどメディアの構造が変わってきている実態をおさえておくことが必要。
- 最終的には新聞社の協力もないと今のシステムには一定の限界があるのではないか。社告を工夫した結果の問題点、改善点についても聞くことができればよい。

- 企業が扱っている商品の特性との関係で、自社が行う広報・伝達の方法がどの程度役立っていると考えているのか、企業の自己評価を聞いてみてはどうか。

(6) 自由討議

- 最近、毎日社告が出てリコールが増えているような気がするが、実際に増えているかどうか不明である。食品と一般消費者用製品、建材等、いろいろな分野において、全体としてリコールの数が増加しているのかがわかる統計資料があるとよいのではないか。
- 最近製品に関するトラブルが増えているので、事業者本位のリコールではなく、消費者の声も十分聞いて指針作りに反映させてほしい。
- 子どもから高齢者までが見てもわかることを目標に掲げて、最終的には全省庁にゆきわたるようにしてほしい。
- 大企業と中小企業とで分けて考える必要がある。あるべき姿という方向にいくと、中小企業の場合、現実にはなかなか進まないで、議論のターゲットを全員が共有して話しを進めてゆくべき。また、アンケート調査時もそれを念頭に置いて実施していただきたい。
- 経済産業省においても、リコール・ハンドブックの改訂作業を進めていると聞いているが、同じ意図のものが違う役所から出ているという混乱を招くおそれがあるため、調整して作業を進めた方がよいのではないか。
- どの省庁の所管となっているものかわからないアイテムがリコールされないケースがあり、そうしたケースを補完できる指針を作成することが有効である。
- 内閣府は消費者政策に立つ面が大きいと考える。省庁間での調整を行うと内容があいまいになる可能性があるため、内閣府は内閣府のスタンスで取りまとめるという方向でよいのではないか。

以上

(配布資料)

資料 1-1	研究会委員一覧
資料 1-2	リコール等に関する研究会の開催について
資料 1-3	リコール等に関する研究会 運営要領（案）
資料 1-4-1	各国におけるリコールの指針の状況について
資料 1-4-2	各国におけるリコールの指針の状況について（一覧表）
資料 1-5	リコールの分野横断的指針の検討に関して考えうる論点
資料 1-6	リコールの分野横断的指針の策定のために考えうる調査項目
資料 1-7	わかりやすい効果的な社告の在り方の検討のために考えうる調査項目

※ 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

※ 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]

内閣府国民生活局消費者企画課

T E L : 03-3581-9095